令和７年度　江戸川区立篠崎第二中学校　人権教育全体計画

人権に関する法令
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約等

学校の教育目標
- ○探求心をもち学ぶ生徒
- ○礼儀正しく豊かな心をもつ生徒
- ○健やかな体をもつ生徒

目標策定の方針
生徒や地域・保護者の実態を踏まえ、人権尊重の精神と人権感覚を醸成する
- 生徒の実態
  素朴で素直である。
  自信と主体性、自己表現力が必要である。
- 地域・保護者の願い
  確かな学力と社会性の習得

人権教育の目標
人権課題についての理解と認識を深めさせ、自らの課題として偏見や差別の解消に努めることのできる能力や態度の育成を図る

目指す生徒像
- ○自分から進んで学び、対話を通して深く考え、行動することができる生徒
- ○自他の命を大切にし、仲間を思やり人と上手に接することができる生徒
- ○「篠二中」や地域を愛し、広い視野をもち、仲間や社会の役に立つことができる生徒

人権教育に関する指導の実態把握
- 学校評価
- 外部評価
- 生徒による学校アンケート
- 生活指導部いじめ調査

人権教育を通じて育てたい資質・能力
自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
（普遍的視点）・集団活動、日常生活、道徳、教科指導などを通して、望ましい人間関係を確立し、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的態度の育成
（個別的視点）・いじめ問題　・インターネットによる人権侵害　・社会的差別、偏見など

学年・学級経営
- 学校全体にわたる温かい人間関係を作り、健全な規範意識、人権尊重の精神を育む
- いじめや仲間はずれ、不登校をさせない雰囲気作り
- 問題行動に対する早期発見、早期対応、早期解決
- 家庭、地域、関係諸機関との連携

日常的な指導
- 生徒理解を深め、人間的なふれあいを通して、感謝の心や思いやりの心を育てる。
- 生活全体を通して、正しい礼儀・挨拶・言葉遣いなどの基本的生活習慣の育成を図ると共に正しい判断力と自律的態度を養う。

教科等の指導
- 各教科において道徳教育との関わりを意識し道徳教育の効果を高めるように指導する。
- 生徒が学習に関心をもち、互いに学び合う雰囲気や、人間関係を作るように配慮する。
- 授業内容の指導に力を入れると共に、人権の目標や内容に示されている精神を教師自らが授業中に実践するよう心がける。

人権教育の年間指導計画のための方針
- 一人一人の良さを認め、教師と生徒・生徒どうしの信頼関係を築く。
- 認め合い、教え合う学習を展開する中で自己表現力、自信と主体性を身につける。
- 行事などへ積極的に取り組む中で、集団の一員としての自覚を高め、連帯感を育て、人間としての生き方を学ばせる。

教職員の研修
- 人権教育プログラムを活用し、計画的に研修を行って、様々な人権問題についての認識を深める。
- 授業改善を図る授業研究を行い、人権教育を基盤とした実践力を高める。

校種間の連携
- 小中連携会（年１回）
- 小学生の部活動体験

家庭・地域との連携
- 道徳授業地区公開講座
- 学校説明会・学校公開
- 保護者会、三者面談
- 学校評価
- 学校、学年、学級だより